

和泉市立光明台北小学校 P T A 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は和泉市立光明台北小学校 P T A 協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報管理者は、本部役員会とする。

2 個人情報管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

3 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する本会の構成員に委任することができる。

(秘密保持義務)

第4条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上することができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第5条 本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用)

第6条 収集した個人情報は、次の目的のために利用する

- (1) 本会の活動に必要な会員に係る連絡網および名簿の作成
- (2) 本会に関する会議、この会の行う事業の案内の送付
- (3) 本会の役員選出の手続きに係る事務

(利用目的)

第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しません。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(適正管理)

第8条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
(第三者提供)

第9条 本会は収集した個人情報を次の各号にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
(第三者定義)

第10条 次に掲げる場合において、当該個人情報を受けるものは、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- (3) 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする
(情報開示等)

第11条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第12条 個人情報を漏洩（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(改廃)

第13条 この規程は、PTA実行委員会において改正又は廃止を行うことができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。